

道路管理者による占用物件の維持管理の適正化ガイドライン（一部抜粋）

第1 趣旨

道路法（昭和27 年法律第180 号。以下「法」という。）に基づき道路を占用している工作物等（以下「占用物件」という。）について、道路占用者に対する占用物件の維持管理が義務化されているが（法第39 条の8）、適切に維持管理を行われなければ、地下に埋設された占用物件の損傷等による道路陥没や地上に設置された占用物件の落下等による路面や道路附属物等の損傷など、道路の構造や交通に支障を及ぼすおそれがある。

そのため、道路管理者は、道路占用者が国土交通省令で定める基準に従って占用物件の維持管理をしていないと認めるときは、当該道路占用者に対し、その是正のため必要な措置を講ずべきことを命ずることができることとされている（法第39 条の9）。さらに、当該道路占用者に対し、道路管理上必要な報告をさせ又はその職員に、道路占用者の事務所等に立ち入り、書類等を検査させることができることとされている（法第72 条の2 第1 項）。

今般、令和7 年1 月28 日に埼玉県八潮市で発生した下水道管路の破損に起因すると考えられる道路陥没を受けて、国土交通省に設置された「下水道等に起因する大規模な道路陥没事故を踏まえた対策検討委員会」において、道路管理者と地下占用者との情報共有の強化についても議論がなされた。これを受けて、道路法施行規則（昭和27 年建設省令第25 号。以下「規則」という。）第4 条の5 の5（占用物件の維持管理に関する基準）が改正され、新たに占用物件の安全性を確認した旨及び道路管理者または協議会等（法第28 条の2 第1 項の規定により道路管理者が組織する協議会その他これに準ずるものをいう。以下同じ。）が必要と認める場合に点検結果等について道路管理者等へ報告することが義務化された。

本ガイドラインは、道路法令に基づく道路占用者の占用物件の維持管理に関する意識の向上を図るとともに、道路占用者による適正な占用物件の維持管理及び道路管理者と地下占用者等との情報共有の強化を図ることにより、占用物件に起因する道路の構造や交通への支障等に適切に対応していくための対応方針を示すものである。

第2 道路占用者の維持管理義務の周知徹底

道路管理者は、次のとおり道路占用者に対して占用物件の維持管理義務について周知徹底を図ること。

1. 周知内容

次に掲げる事項について周知徹底を図ること。

- （1） 道路占用者は、占用物件について道路の構造若しくは交通に支障を及ぼし、又は及ぼすこととなるおそれがないように、適切な維持管理をしなければならないこと。
（法第39 条の8、規則第4 条の5 の5 第一号関係）
- （2） 道路占用者は、道路管理者が占用物件について規則第4 条の5 の5 第一号に基づき

道路の構造若しくは交通に支障を及ぼし、又は及ぼすこととなるおそれがないように、適切な維持管理をしていないと認めるときは、道路管理者からその是正のため損傷箇所の修繕のほか、類似事象の未然防止のため、当該損傷箇所と類似の条件（占用物件の構造、占用開始後経過年数及び耐用年数、占用場所等）下にある占用物件の点検等の実施及びその結果の報告等を命ぜられることがあること。（法第39条の9、規則第4条の5の5第一号関係）

- （3） 道路占用者は、占用物件の占用の期間が満了した場合においてこれを更新しようとするときは、当該占用物件の安全性を確認した旨を報告しなければならないこと。なお、占用許可を受けた道路の占用の期間が5年を超える電柱、電線（これら物件と一体となって機能する占用物件を含む。）及び水管、下水道管その他これらに類するもの（これら物件と一体となって機能する占用物件を含む。）並びに跨道橋にあっては、当該許可を受けた日から起算して5年を経過したときも同様に報告しなければならないこと。（法第39条の8、規則第4条の5の5第二号イ、ロ関係）
- （4） 道路占用者は、電柱、電線（これら物件と一体となって機能する占用物件を含む。）及び水管、下水道管その他これらに類するもの（これら物件と一体となって機能する占用物件を含む。）を占用する場合にあっては、点検の実施に係る計画、その実施状況及び結果その他の当該占用物件の維持管理の状況に関する事項のうち、道路管理者（協議会等が組織されている場合にあっては、当該協議会等。以下この（4）において同じ。）が必要と認めるものについて、占用物件の規模若しくは種類その他の事項又は道路の構造若しくは交通の状況その他の事情を勘案して道路管理者が定める期間に1回の頻度で道路管理者へ報告しなければならないこと。（法第39条の8、規則第4条の5の5第三号関係）
- （5） 占用許可条件等の義務を適切に履行していることを把握するため、道路占用者は道路管理者から占用物件の維持管理の状況等について報告を求められることがあること。また、道路管理者が道路占用者の事務所等に立ち入り、書類等の検査を行うことがあること。なお、当該報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、若しくは妨げたときには30万円以下の罰金に処されること。（法第72条の2第1項、法第106条第八号関係）
- （6） 道路占用者が道路法の規定に違反した場合には、占用許可の取消などがあるほか、6月以下の拘禁刑又は30万円以下の罰金等に処されること。（法第71条第1項第一号、第二号、法第103条第二号、第104条第七号関係）

2. 周知時期

- （1） 道路占用者に対して、速やかに周知すること。
- （2） 法第32条第1項、第3項に基づく許可の申請（新規（占用期間の満了に伴う申請を含む。）、変更）（以下「占用許可申請」という。）に係る手続き（以下「占用許可申請手続」という。）の際に周知すること。

第3 占用許可申請手続等における道路管理者の対応

道路管理者は、占用物件が適切に維持管理されるよう次のとおり占用許可申請等手続において、確認等すること。

1. 占用許可申請審査における確認事項等

(1) 個別法令等における維持管理の基準の有無

占用許可申請がなされた場合には、占用許可申請する者が遵守すべき道路法令以外の個別法令、条例、規則、ガイドライン等及び当該法令等に基づき定められた規定における維持管理基準の有無について確認をすること。

(2) 占用物件の安全性

ア) 全ての占用物件

占用物件の占用の期間が満了した場合においてこれを更新しようとするときは、当該占用物件の安全性を確認した旨を報告させること。

イ) 道路の占用の期間が5年を超える電柱、電線（これら物件と一体となって機能する占用物件を含む。）及び水管、下水道管その他これらに類するもの（これら物件と一体となって機能する占用物件を含む。）並びに跨道橋

占用物件の占用の期間が満了した場合においてこれを更新しようとするとき及び当該許可を受けた日から起算して5年を経過したときには別紙1を参考に報告させること。（規則第4条の5の5第二号イ、ロ関係）

(3) 連絡体制の提供

気象予報等の情報から強風等の気象現象によって生じる災害（以下「気象災害」という。）の発生が予測される場合に、工事用板囲、足場など倒壊、落下等に対する事前対策が必要であると認められる占用物件（以下「事前対策物件」という。）に該当するか確認し、該当する場合には第5の2に定める措置を講じるための連絡体制の提供を求めること。

2. 占用物件の点検の実施状況等の報告（第3の1.（2）イ）に掲げる物件）

占用物件の点検の実施状況及び結果等その他の当該占用物件の維持管理の状況に関する事項のうち、道路管理者（協議会等が組織されている場合にあっては、当該協議会等。以下この2.において同じ。）が必要と認めるものについて、占用物件の規模若しくは種類その他の事項又は道路の構造若しくは交通の状況その他の事情を勘案して道路管理者が定める期間に1回の頻度で道路管理者に報告させること。（規則第4条の5の5第三号関係）

3. 占用許可条件

占用物件の維持管理の適正化を図るため、占用許可にあたっては、全ての占用物件に対して次の（1）に掲げる趣旨の条件を附すとともに、占用物件の種別に応じて次の（2）に掲げる趣旨の条件を附すこと。また、その他の条件を附す場合には、道路占用者に対して不当な義務を課すこととならないよう留意すること。

(1) 全ての占用物件に附すべき許可条件

- ア) 道路の構造若しくは交通に支障を及ぼし、又は及ぼすこととなるおそれがないように、適切な時期に、占用物件の巡視、点検、修繕その他の当該占用物件の適切な維持管理を行うこと
- イ) 占用物件の異状により、道路の構造又は交通若しくは周辺住民に影響を与え、又はそのおそれがあるときにはただちに必要な措置を講ずるとともに、その占用物件の異状の状況及びそれに対して講ぜられた措置の概要を道路管理者に報告すること
- ウ) 占用物件の占用の期間が満了した場合においてこれを更新しようとするときは、当該占用物件の安全性を確認した旨を報告すること
- エ) 道路占用者は、道路法令その他遵守すべき個別法令、条例、規則、ガイドライン等及び当該法令等において定められた維持管理基準を遵守すること
- オ) 占用許可条件等の義務を適切に履行していることを把握するため、道路管理者から占用物件の維持管理の状況等について報告を求められた場合にはこれに応じること。また、道路管理者が道路占用者の事務所等に立ち入り、書類等の検査を行う場合には応じること
- カ) 道路管理者から、道路占用者が適切な維持管理を行っていないと認め、その是正のため損傷箇所の修繕のほか類似事象の未然防止のため、当該損傷箇所と類似の条件下にある占用物件の点検等の実施及びその結果の報告等を命ぜられた場合にはこれに応じること

(2) 占用物件の種別に応じて附すべき許可条件

- ア) 占用許可を受けた道路の占用の期間が5年を超える電柱、電線（これら物件と一体となって機能する占用物件を含む。）及び水管、下水道管その他これらに類するもの（これら物件と一体となって機能する占用物件を含む。）並びに跨道橋
 - ・ 当該許可を受けた日から起算して5年を経過したときには、当該占用物件の安全性を確認した旨を報告すること
 - ・ 占用物件の点検の実施状況等その他の当該占用物件の維持管理の状況に関する事項のうち、道路管理者が必要と認めるものについて、道路管理者に報告すること
- イ) 事前対策物件

気象予報等の情報から、強風等の気象現象によって生じる災害の発生が予測される場合には、占用物件が落下、倒壊等することのないよう事前に必要な対策を講じること
- ウ) 道路区域外の土地に設置された柱類に添架される突出看板等道路の構造若しくは交通に支障を及ぼし、又はそのおそれがないように、当該柱類の腐食、劣化、損傷等を防止するために必要な対策を講じるなど適切に維持管理すること

第4 平常時の道路管理者の対応

1. 道路占用者に対する啓発活動

道路管理者は、各種会議等を通じて、道路占用者に対して占用物件の維持管理の

重要性について啓発活動を実施すること。

2. 潜在的リスク物件に対する対応

(1) 道路占用者に対する指導

道路管理者は、道路の構造又は交通若しくは周辺住民に影響を与え、又はそのおそれがあるとまでは断定できないものの、適切な維持管理が行われているか疑義がある占用物件（以下「潜在的リスク物件」という。）を把握した場合には、法第72条の2第1項に基づき、当該物件の道路占用者に対して当該占用物件の維持管理義務の履行状況を確認するため、これまでに行った点検の方法及び結果、当該占用物件の管理等について定めた法令、維持管理に関する計画等を報告させるなど適切な指導を実施すること。

(2) 関係行政機関との連携

道路管理者は、（1）で把握した潜在的リスク物件に関する情報・課題などについて関係行政機関に情報を共有するなど緊密な連携に努めること。

第5 占用物件が道路の構造等に支障を及ぼすおそれがある場合の道路管理者の対応

1. 占用物件の損傷等を把握した場合に講ずべき措置

道路管理者は、占用物件の損傷等が外観上明らかであって、道路構造又は交通に支障が生じるおそれがある場合には、占用許可条件に基づき、ただちに道路占用者に必要な措置を講じさせること。また、当該占用物件が法第39条の8に基づいた維持管理がなされていないと認めるときは、法第39条の9に基づき道路占用者に対して速やかに修繕等の措置を講じるよう命じることとし、当該物件の維持管理状況についても法第72条の2第1項に基づき道路管理上必要な報告をさせること。なお、報告は文書によるものとする。

また、必要に応じて同項に基づき道路占用者の事業所等に立入り、占用物件の維持管理義務の履行状況を確認するため、これまでに行った点検の方法及び結果等を検査すること。

2. 気象災害の発生が予測される場合に講ずべき措置

道路管理者は、気象予報等の情報から気象災害の発生が予測される場合であって、事前対策物件に対する所要の対策が必要であると判断されるときは、道路占用者において第3の3.（2）に基づき許可条件を附した事前対策物件に所要の対策が講じられるように第3の1.（3）で確認した連絡体制に基づき注意喚起を行うよう努めること。

第6 占用物件に起因する道路構造又は交通への支障が生じた場合の道路管理者の対応

1. 速やかな解消に向けた講ずべき措置

占用物件に起因する道路構造又は交通への支障が生じた場合には、占用許可条件

に基づき、ただちに必要な措置を講じさせること。また、道路占用者が適切な維持管理をしていないと認めるときには、法第39 条の9に基づき、道路占用者に対して速やかな当該占用物件の撤去、修繕等の必要な措置を講じるよう命じること。

2. 再発防止に向けた講ずべき措置

道路占用者が1. の措置を行った後、原則として道路管理者は法第39 条の9に基づき、道路占用者に対して類似事象の未然防止のため、当該損傷箇所と類似の条件下にある占用物件の点検等の実施及びその結果の報告を命ずること。また、再発防止策の検討も求めること。

道路占用者に求める再発防止策については、法第72 条の2 第1 項に規定する報告徴収により、次のアからウまでの掲げる事項について文書により報告を求めることとする。この際、道路管理者において、占用物件の維持管理状況を直接確認する必要があると認める場合などには、必要に応じて同項に規定する立入検査を実施すること。

- ア 占用物件に起因する道路構造等の支障が生じた状況
- イ 当該占用物件の維持管理状況
- ウ 再発防止策

3. 国土交通省道路局への報告

1 及び2 の対応終了後、道路管理者は、占用物件に起因して生じた道路構造等の支障のうち、次の（1）から（3）までに掲げる要件のいずれかを満たすものについて、国土交通省道路局路政課に別紙2 に掲げる事項を報告すること。

- （1）道路の構造や交通に重大な支障を及ぼしたもの
- （2）社会的反響が大きいと認められるもの
- （3）その他道路管理者が必要と認めるもの

第7 その他

1. 施行期日

本ガイドラインは、令和8 年4 月1 日より施行する。ただし、本ガイドライン中第2 の「2. 周知時期」については、令和7 年7 月25 日以降とする。

2. ガイドラインの改訂

国土交通省道路局は、必要に応じてガイドラインの内容を見直し、改訂していくものとする。

3. 留意事項

占用物件の維持管理に関する道路法の解釈等については、既に「道路法等の一部を改正する法律の施行について」（平成30 年9 月28 日付け国道利第20号・国道メ企第

11 号) において示しているとおりであり、本ガイドラインにおいて新たな解釈を示したのではない。